

平成27年2月10日

## 特定商取引法違反の訪問販売事業者に対する業務停止命令について

本県は、本日付で、トイレ点検及び修繕作業などの訪問販売業者「廣瀬知己（個人事業者）」（以下「事業者」という。）に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の違反行為を認定し、法第8条第1項の規定に基づき6か月間、訪問販売にかかる役務提供契約の勧誘、申込みの受付及び契約締結の各業務について停止するよう命じました。

なお、認定した違反行為は、契約書面の不交付です。

### 廣瀬知己に対する行政処分の内容

#### 1 事業者の概要

- (1) 名 称：廣瀬知己（個人事業者）
- (2) 所 在 地：埼玉県さいたま市西区大字土屋1795-25
- (3) 取 引 形 態：訪問販売
- (4) 役 務：トイレ点検及び修繕作業
- (5) そ の 他：同個人事業者に対して、県が特定商取引法（訪問販売）に基づき、平成25年5月から6か月間の業務停止命令を行った。

#### 2 事業者の取引概要

事業者は消費者宅を訪問し、「トイレに尿かすがたまっている。このままだと配管が詰まってしまう。」等と言って、役務提供契約をするに際し、法で定められている契約書面を交付しなかった。

#### 3 違反事実の概要

- (1) 契約書面の不交付 法第5条第1項第1号  
トイレ点検に係る役務提供契約をするに際し、契約書面を交付しなかった。

#### 4 業務停止命令の内容

平成 27 年 2 月 11 日から平成 27 年 8 月 10 日までの間、法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

#### 5 県内消費生活センターへの相談状況

事業者に関する相談受理状況

- (1) なし（福島県警察からの情報提供）
- (2) 契約金額 2,000 円～4,000 円

#### 6 違反事例

別紙のとおり

#### 7 本件に関する消費者からの相談窓口

福島県消費生活センター 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 0 9 9 9

【参考】 本県が行った特定商取引に関する法律に基づく行政処分の過去 5 年間実績は次のとおりです。

【処分実績】

年度	業務改善指示	業務停止命令	合計
22	0	2	2
23	0	2	2
24	0	0	0
25	0	3	3
26	0	1	1

【業務停止命令の期間】

3 か月	6 か月	9 か月	12 か月
2	0	0	0
0	0	1	1
0	0	0	0
0	2	0	1
0	1	0	0

## 別 紙

### 事 例 1

廣瀬知己（以下「事業者」という。）は、平成26年9月当時田村郡三春町に居住し、トイレの点検、修繕等の訪問販売を行っている個人事業者である。

消費者Aが、平成26年9月26日、自宅にいと事業者が訪問して来た。事業者は、病気療養中につき会話のできない世帯主に対し、何らかの言葉をかけてトイレ点検の承諾を得て居宅内にあるトイレ点検を実施した。事業者は、トイレを見るなり「トイレに尿カスがある。女性トイレのタンクに水垢がたまっている。このままだと配管が詰まってしまう。」等と言って消費者Aの危機感を煽り、消費者Aが、薬剤による修繕が可能かどうか尋ねると「お金がかかる。1箇所につき2,000円だ。」等と言って、消費者Aの承諾を得てトイレに薬剤を入れた。消費者Aは、作業終了に伴い作業代金として4,000円を支払ったが、領収書はおろか契約書面の交付もなかった。

### 事 例 2

消費者Bが、平成26年9月下旬ころ、自宅脇の牛小屋にいたところ、事業者が訪問して来た。事業者から、「トイレの無料点検をやっています。」等と言われたので、トイレの点検を承諾し見て貰ったところ、事業者から「トイレが詰まっている。薬を入れると流れが良くなる。」と言われた。消費者Bは、トイレが詰まっては困ると思い金額を聞くと「2,000円です。」とのことであり、すぐ支払える金額であったことから薬を入れてもらうことにした。事業者は、トイレに薬剤のようなものを入れると、代金を請求してきたのでその場で2,000円を支払ったところ、事業者はそのまま帰って行ってしまった。事業者から領収書や契約書面の交付はなかった。